

監委第71号
令和7年9月5日

請求人様

岐阜県監査委員 澄川 寿之

岐阜県監査委員 安井 忠

岐阜県監査委員 鈴木 祥一

岐阜県監査委員 安田 典子

岐阜県監査委員 飯沼 敦朗

令和7年7月31日に提出された住民監査請求について（通知）

令和7年7月31日に提出された住民監査請求は、下記の理由により地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の定める要件を満たさない請求であるため、却下します。

記

請求人から提出された岐阜県職員（知事）措置請求書の請求の要旨は以下のとおりであった（原文のとおり。ただし、所在地等が特定可能な表示の修正、資料表示の削除といった調整を実施した。添付書類は省略。）。

1. 請求の対象は、岐阜県河川課、美濃土木事務所河川課組織に対して、平成12年8月1日に関市洞戸栗原に所在する、飲食店建築の為、美濃土木事務所は、河川側の杭が全て無くなっていた為、正規な測量も実施せず、河川を河川境界とした。当地一帯（底津用水組合）は、昭和56年に当時の農林水産省の国庫補助金と岐阜県の支援を受け農地改良と護岸工事を実施した事業で、飲食店の一部が河川区域内に建築されている証となる岐阜県・旧洞戸村が作成した確定図面は、洞戸事務所、美濃加茂法務局にも保管されています。
2. 飲食店の屋根は、護岸建築ブロックまではみ出しており、通常の施工ではありえません。私が入手した栗原橋の橋梁平面図に記載されているハリコンの上部が河川区域界となっている為、飲食店は、1.5m余河川区域にはみ出ていると思われます。そして、左岸上段の田は、橋梁図面通りハリコンの上部に岐阜県の境界杭が存在しています。
3. 岐阜県河川課は、河川区域を令和5年12月8日付で飲食店に対して、河川法55条第1項の許可を出したことが大問題です。（財産の管理を怠る事実）に該当すると思われ岐阜県河川課・美濃土木事務所は、河川法第26条第1項違反に該当していると思われ監査及び是正を求めます。

法第242条第1項では、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる、と規定している。

本件請求において請求人は、平成12年8月1日に県が、現在飲食店が所在す

る土地の所有者と官民合意した河川区域界（官民境界）は、正規な測量も実施しておらず、飲食店の建物は河川区域内にあるため、県は、河川法第55条1項の許可ではなく、同法第26条第1項の許可が必要であるにもかかわらず必要な許可手続をしておらず、板取川の適切な管理を怠っているので、「財産の管理を怠る事実」に該当すると主張しているものと解される。

しかしながら、板取川の河川区域は、岐阜県知事が河川法の規定に基づき管理している国土交通省所管の国有財産であり、法第238条第1項に規定する岐阜県の公有財産に当たらない。

また、平成2年4月12日の最高裁判所の判決（事件番号：昭和62年（行ツ）22、以下「最高裁判決」という。）では、住民訴訟の対象事項は「法242条1項に定める事項、すなわち公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られるのであり、右事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである」と判示しており、さらに同判決では、財務会計上の財産管理行為とは、当該財産の「財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする」ものであると示されている。住民訴訟は、住民監査請求を行った場合に提起できるものであることから、最高裁判決で示された住民訴訟の対象事項の判断は、住民監査請求にも妥当するものである。

これらの点を踏まえれば、飲食店について仮に河川区域内における河川法第26条第1項の許可が漏れていたとしても、当該許可は、河川管理施設の保全、治水・流水の正常な機能の維持、河川の利用秩序の維持等河川管理の見地からなされる行為であって、河川区域としての財産的価値に着目してその価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為ではないので、住民監査請求の対象事項となる「財産の管理を怠る事実」には当たらない。

よって、本件請求は、法第242条第1項が定める要件を欠いているので不適法であり、これを却下する。